

平成24年度 事務事業評価シート

事業の概要	事務事業名	老人保護措置事業						担当部	健康福祉部		
	会計区分	一般会計			事業類型	法定受託系	担当課	長寿介護課			
	事業期間	平成12年度以前			～	平成30年度以降		担当係	長寿福祉係		
	総合計画 分野別計画	主目的	3 保健福祉		13 高齢者福祉		2 高齢者の地域での生活を支援する				
		副目的									
	予算区分	款	3	項	2	目	1	大	3	中	5
	根拠法令・個別計画	老人福祉法第11条第1項、小牧市老人福祉法施行細則第4条、小牧市老人ホーム入所措置事務取扱要綱									
	実施・運営方法 ※費用合計に占める 経費の内訳(割合)	直接実施・ 運営	100 %		委託	0 %		助成	0 %		
	目的 (対象をどの様な 状態にするのか)	虚弱高齢者等又はその家族の生活の安定を図る。									
	内容 (手段)	<p>老人福祉法第11条第1項に基づき、環境上・経済的理由などにより居宅での養護、または介護が困難な方に対して養護老人ホームなどへの入所措置を図ることにより、虚弱高齢者等又はその家族の生活の安定を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・養護老人ホームへの入所 対象者：環境上・経済的理由により居宅での養護が困難な方。</li> <li>・特別養護老人ホームへの入所 対象者：虐待等やむを得ない理由により居宅での介護が困難な方。 入所相談、ケース記録の作成、入所準備及び依頼事務、措置費の支払い、 歳末慰問、入所継続のための調整等。</li> </ul> <p>【直接経費の主な内訳】 老人保護措置費 31,260千円</p> <p>H23年度については、当初1人が年間を通し措置されているものと仮定し実人数18人で見込んでいたが、年度途中で措置不要となった者、また年度途中から措置が必要となった者がいたため決算額が減ったものであり、H24予算額については、年間を通し措置されている者が実人数17人の措置者が発生することを見込んでいる。</p>									
受益者負担	小牧市老人福祉法施行細則等による入所者負担金あり。										

		単位	H21決算額	H22決算額	H23決算額	H24予算額		
コスト	費用	直接経費	千円	25,541	31,705	31,346	41,174	
		正職員	従事者数	人	0.30	0.30	0.30	0.30
			人件費	千円	1,595	1,595	1,595	1,595
		その他職員	従事者数	人	0.00	0.00	0.00	0.00
			人件費	千円	0	0	0	0
		費用合計	千円	27,136	33,300	32,941	42,769	
	対前年比	%		122.7	98.9	129.8		
財源	一般財源	千円	20,729	25,736	24,169	38,471		
	国・県支出金	千円	0	0	0	0		
	その他財源	千円	6,407	7,564	8,772	4,298		

業	活動指標名		単位	H21	H22	H23	H24
	被措置者のべ人数	人	目標	—	—	—	—
			実績	19	25	23	
			目標				
			実績				
			目標				
実績							
績	成果指標名		単位	H21	H22	H23	H24
	被措置者のべ人数	人	目標	—	—	—	—
			実績	19	25	23	
			目標				
			実績				
			目標				
実績							

事業の自己評価	平成23年度の実施結果	事業の達成状況	老人福祉法第11条第1項に基づき、環境上・経済的理由などにより居宅での養護、または介護が困難な方に対して養護老人ホームなどへの入所措置を図ることにより、虚弱高齢者等又はその家族の生活の安定が図れている。平成23年度は23人の措置を行った。		
		事業実施における課題等	高齢化率の上昇に伴い、高齢者虐待などの困難事例が増加している。		
		事業を縮小・廃止したときの影響	高齢者虐待などの困難事例において、施設入所の対応ができなくなり、虚弱高齢者等又はその家族の生活の安定が図れなくなる。		
	今後の事業の方向性	方向性の判定	現状維持		
		判定理由	高齢者虐待などにより居宅での生活が困難な方に対して、高齢者虐待を解消する手段として入所措置を行うために必要であるため。		
		改善案等	高齢化率の上昇に伴い、高齢者虐待などの困難事例も増加するので、適切に入所措置を行います。		

二次評価	方向性の判定	判定理由
	現状維持	一次評価のとおり。